

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和元年(ワ)第10940号
期 日	令和5年8月31日 午前10時30分
氏 名	兼 森
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

速 記 録 (令和5年8月31日 第2回口頭弁論)

事件番号 令和元年(ワ)第10940号

証 人 兼森 XXXXXXXXXX

被告代理人

乙第46号証を示す

陳述書を示します。この陳述書は代理人が話を聞き取り、文書にまとめ、それを兼森さんが確認して署名押印したものであるということによろしいでしょうか。

はい。

兼森さんが森次さんへ発注された大本組様へのニューマチックケーソン工法のプログラムのことについてお聞きします。ニューマチックケーソン工法とはどのような工事で用いる工法なのでしょうか。

ニューマチックケーソン工法とは、橋梁基礎や立坑などの地下構造物を施工するための工法で、躯体下部に高気圧の作業室を設けることで、作業員や掘削機械を水没から防ぎ、所定の深度まで躯体を沈設する工法です。

乙第47号証を示す

この図はニューマチックケーソン工法の図ですね。

はい、そうです。

この図について若干説明をしてもらいます。真ん中辺りに車のイラストがあり、そこに「ダンプトラック」と書かれております。このトラックがある位置が地上という理解でよろしいでしょうか。

はい、そうです。

トラックの右側に凸になっている部分があります。先ほど兼森さんが言われた立坑というのがこれに当たりますでしょうか。

そうですね、立坑だったり、橋梁の基礎だったり。

その凸のところに円筒状のものが2本あり、その真ん中辺りに色が付いた横

線がありますけども、これは何を表していますでしょうか。

恐らく水位、水だと思います。

河川であったり海であったり、水ということですか。

そうですね。沈設するのに重さが要るので、水を入れたりします。

その凸の一番下のところに六角形状の空間があり、そこに「天井走行式掘削機」というのがあります。この空間は何でしょうか。

掘削作業をするために、作業員や掘削機械が水没しないように、高圧で水位を、水没から防ぐために、高圧にして、そこで作業するための空間を確保しています。

その空間の右側の円筒状のところに、「混合ガスマンロック」という記載で、拡大図のような形で、人が入ってるようなものがありますが、ここは何でしょうか。

ここがマンロックという設備になります。

このマンロックは何をする設備でしょうか。

高気圧の作業室に作業員さんが入るための設備で、急激に圧力変化させると減圧症や酸素中毒等のリスクが高まるため、このマンロックという設備で徐々に圧力等を調整して作業室に入ります。

本件プログラム1と2は、このニューマチックケーソン工法で用いるプログラムですが、この工法でどのようなものを測定しようとするプログラムなんでしょうか。

作業員の健康安全管理のために、マンロック内の圧力、温度、酸素、二酸化炭素濃度をリアルタイムに計測し、帳票等を出力するためのプログラムです。

この本件プログラム1と2の制作は、計測リサーチで内製できたのでしょうか、それともできなかったのでしょうか。

内製できました。

内製できたにもかかわらず、森次さんへ発注したのには何か理由があるんでしょうか。

この案件があったときに、以前森次さんにうちの計測用のプログラムを作成してもらったことがあったので、見積りを依頼したところ、想定内の金額だったので、森次さんにプログラム作成を発注しました。もし森次さんの見積額が想定を超えていた場合、どうしていたのでしょうか。内製したか別の業者さんを探したと思います。

プログラムを内製するのとプログラムを外注するのとで、何が違ってくるのでしょうか。

外注すれば、当社の人員をほかの業務に従事させることができます。また、外注することで作業時間をプログラム作成に特化して充てられるので、納期の短縮につながると考えます。

森次さんへ本件プログラム1と2を発注したとき、プログラムの仕様についてどう伝えましたか。

大本組様の特殊工法で使用するプログラムで、複数の現場で利用できるよう伝えました。

実際本件プログラム1と2は複数の現場で利用することを前提としているのでしょうか。

初期設定で現場名を任意に入力できるようになっており、複数現場での利用を前提としております。

乙第48号証を示す

「【高圧室内業務管理システム】」、本件プログラム1を出力するための本件プログラム2の操作説明書です。この乙48号証の5ページに、「運用」、「基本情報の入力」という操作方法があります。「【4-1-1】プロパティの設定」の下に、プロパティの図があり、そこに、ファイル名、工事名を入力するようになっております。先ほど、証人、兼森さんが言われたのは、

この現場、工事名のことでしょうか。

はい、そうです。

この工事名の欄に、任意の工事名を書いたデータはどのように保管されるのでしょうか。

各現場ごとにデータファイルがあって、分かれて、ほかの現場のデータと混在しないようにデータファイルに収めておりました。

本件プログラム1と2の見積書、現場名は入っておりましたか。

入っていません。

見積書に現場名を入れることを求めなかったのはなぜですか。

特定の現場を想定していなかったからです。

見積書に現場名を入れなくても、特に問題はなかったのでしょうか。

特定の現場での使用を前提としていないので問題ありません。

発注の際、本件プログラム1と2にライセンス数を設定するという話は、森次さんからありましたか。

ありませんでした。

仮に発注のときに、森次さんからライセンス数を設定するという話があった場合、兼森さんは森次さんへ、プログラムの制作を発注していましたか。

ライセンスに関する内容を大本組様に提示し、それを含めた契約を大本組様と結ぶことができれば森次さんに発注したと思いますが、できなければ内製とかを検討したと思います。

本件プログラム1と2が制作された後のことについてお聞きします。本件プログラム1と2が制作された後、1年目、2年目、何現場で本件プログラムを利用しましたか。

2現場で利用しました。

この2現場で利用していたことを森次さんは知っていたのでしょうか。

現場導入時に発生したバグや修正について、電話やメールで、森次さ

んに連絡、相談して、対応してもらっていたので知っていたと思います。

森次さんが本件プログラム1と2の著作権を主張してきたのはいつからですか。

3年目に新しい現場が発生し、その現場でプログラムの修正箇所が出たので、森次さんに修正費用を払ってプログラム修正を依頼したところ、納品されたプログラムにプロダクトキーが設定されていました。そのときに森次さんから著作権の主張をされています。

プロダクトキーが設定されていたということですが、その修正の見積りをももらったときに、ライセンス数を設定するといったような話は森次さんからありましたか。

ありません。

森次さんが著作権を主張された後、森次さんが作られた本件プログラム1と2は使用していますか。

森次さんが著作権を主張されて以降は、内製したプログラムを使っており、使用しておりません。

原告復代理人

兼森さんはいつ頃被告に入社されたのでしょうか。

平成6年とかです。

初めて原告と取引をしたのはいつ頃でしょうか。

今回の案件のプログラムの発注、やり取りの……15年くらい前ですかね。

原告にプログラムの作成を依頼する際に、まずどのようなことをされますか。

作成していただきたいプログラムの仕様とか内容を森次さんに相談して、見積りを頂くという形になります。

対面とか電話で打合せとかをされたことはありますか。

何度もあります。

原告から、見積書の送付はありましたか。

ありました。

原告から作成したプログラムは、どのように納品されていきましたか。

ほぼメールで頂いていました。メールか遠隔操作で入れてもらったりもあったと。

御社から原告にパソコンを送付されたということはありませんか、又は原告が取りに来られることはありましたか。

なくはなかったと思います。たまに会社に来ていただいていたんで。

原告から御社に、御依頼いただいたプログラムを保管したパソコンを持ってくるといこともありましたか。

裁 判 長

今の一連の質問というのは、プログラム1、2に限った話なのか、そうでないのか、要するに一般的な話なのかというのをもう少し明確にしてくださいませか。

原告復代理人

今のはプログラム1、2に限った話ではなくて、御社との原告の取引一般の話です。御社が本件プログラム1、2に限らず、森次さんに依頼されるときに、パソコンを森次さんのほうに渡されるか、森次さんが御社にパソコンを取りに来るといことはありましたか。

今回の案件に関してはなかったと思います。

本件プログラム1。

2に関しては。

2はなかったという。

はい、そうですね、パソコン。

という御認識ですか。

はい。

本件プログラム1、2以外のときは、取りに来られることとか、御社のほうからプログラムを入れるパソコンを渡されることとかはありましたか。

ちょっと、直接やり取りはなかったんで分からないですけど、多分あったと思います。

森次さんが御社に入社されてたことがあると思うんですけど、御社を退職された後と入社される前も、基本的には同じような流れだったという御認識ですか、取引の流れについては。

いや、当社の社員で働いてもらってたときとは、ちょっと違いますね。やっぱり外注さんとのやり取りか、うちの社員としてのやり取りとはちょっと違うんで。

外注としてのやり取りだったということですか。

そうです。

本件プログラム1、2について伺います。平成28年12月19日に原告と本件プログラム1、2について話をした御記憶はありますか。

その時期がいつのタイミングかちょっと分からないんで。

あなたから森次さんに対して、先ほど、本件プログラム1のプロテクトが掛かっていたというような話があったと思うんですけども、マンロック環境システムの新しい現場が出たので、プログラムを自由にコピーできるようにしてほしいというような趣旨のお電話をされたことはありますか。

プログラムにプロテクトを掛けられたとき、そういうライセンスが発生するとかっていう認識がちょっとなかったんで、話はしたと思います。

そのとき森次さんから兼森さんに対して、著作権侵害になりますよというような異議が出たことは御記憶ありますか。

あります。

その後、原告と森次さんと御社の丸岡さんとの間で打合せがあったことは御存じですか。

内容は詳しく分からないですけど、あったというのは知っています。その翌年、平成29年1月16日に兼森さんと丸岡さん、森次さんとで、本件プログラム1、2について打合せをされていますよね。

ちょっと記憶にないです。

1月頃、その翌月頃に打合せをしたような御記憶はありますか。

ちょっと覚えてないですね。著作権を主張されて以降、森次さんと直接やり取りはしないようになって言われてたんで、なかったような気がするんですけど……………1回あったかもしれません。ライセンスに関する何か見積りとかの話があったような気がします。

甲第18号証の1を示す

これは本件プログラム1、2の著作権侵害のことについて原告が兼森さんに送付したメールですね。

はい。メールとか電話はあったかもしれません。

甲第18号証の2を示す

こちらは、先ほどの原告のメールに対するあなたの返信ですね。

はい。

このメールの中に、原告がプログラム1とか2の複製を了承していたというような記載はありませんね。

ないですね。

平成29年2月頃、その翌月頃ですけど、丸岡さんだとか、宮本さんと兼森さんと森次さんと、本件プログラム1とか2のライセンスについてのお話と、そのほかのプログラムのことについて打合せをされていますか。

直接会った記憶がちょっとないです。

甲第20号証の1を示す

こちらメールの資料になります。これが今お伝えした2月の打合せの後に森次さんから御社のほうに送付されたライセンス料のメールになります。

甲第20号証の3を示す

先ほどの甲20号証の1のメールについて、丸岡さんから、「頂いた見積、兼森との確認数量に基づいて契約したいと思います。」と返信しておられますね。

はい。自分じゃなくて、丸岡が返信しています。

ライセンスが有限でないというような御認識であれば、このようなメールはされないんじゃないでしょうか。

そうですね。

乙第48号証を示す

操作説明書だと思うんですけど、こちらについては、本件プログラム2の操作説明書ということでよろしいでしょうか。

1か2かちょっと分からないんですけど。

1か2の操作説明書ということですか。

はい。

乙48号証の右上に12と書いてあるページを示します。ここに、高圧室作業日報作成についてシステムの図が記載されていますよね。日報作成のときの図面だと思うんですけど。

はい。

令和2年9月18日付け原告第3準備書面を示す

別紙1の2ページを示します。これは本件プログラム2の画像を貼り付けたものをこちらで提出したものですけれども、乙48号証の12ページの資料と一見同様の画像がありますが、上の画像の左上に「ファイル(F)」というところがあると思うんですけども、その下のアイコン、複数並んでると思うんですけど、このレイアウトが、第3準備書面別紙1の2ページ目の上の

ものと、乙48号証の上のものと、異なりますよね。

はい。

「ファイル」と書いてある上の段の画像の右のほうの「工事名」、「作業年月日」から並んでるところの下のほうに、「減圧STEP」というところがあると思うんですけど、これの位置も、第3準備書面別紙1の2ページ目と、乙48号証の「減圧ステップ」というのがあると思うんですけど、場所が異なっていますよね。

そうですね。

そのほか、文字の間隔だとか、レイアウトだとか、場所がいろいろ異なっていると思うんですけども、そのような御認識でよろしいですか。違ってるといふことでよろしいですか。

違いますね。

乙48号証は本件プログラム2の操作説明書ではないんじゃないですかね。御社が提出されたほうです。

これは取扱説明書です。

本件プログラム2の取扱説明書という御認識ですか。

そうです。

別のプログラムではないですか。

ではなくて、ちょっとこっちのプログラムに関してはあんまり関わってないのであれなんですけど、操作説明書はプログラムが森次さんから納品された時点で作るんで、初期段階の画面ですね、ここに出てるものは。で、こちらのやつは多分いろいろ修正等掛かって、途中、それ以降の状況ということだと思います。

御社で修正されたんですか。

修正してないです。森次さんに、ここをちょっとこういうふうにしてくれというふうに依頼してやってるはずですよ。

そのようなやり取りをした御認識とか御記憶はあるのでしょうか。

このプログラム2に関しては、別の者が主に森次さんとやり取りしたので、最初の頃だけなんですけど、お客さんから、1回納品した後に、こういうふうにしてほしいとか、ああいうふうにしてほしいという依頼があって、ちょっとずつプログラム、中が、変わっていくので、この取説は初期段階のもので、この画面は多分修正後のものになっていると思います。

プログラム2を、今、主に担当されてなかったみたいなおことをおっしゃってたんなんですけど、実際に主に担当されていたのはどなたになるんですか。兼森さんだと思っていたんですが。

最初ですね。途中から別の者が担当しています。宮地が担当しています。森次さんも御存じだと思います。

そのほか一般的なことについてお伺いします。御社が原告に依頼するプログラムについては、例えば市販に出回っているものとかで、ライセンス料を払うとかして対応することができるようなものなのでしょうか。

いや、できません。

森次さん以外のプログラマーの方にお問い合わせするとき、報酬は幾らくらいになるか御存じですか。

いや、それはもう見積り取らないと、どこに頼むか、別の業者さんなのか、うちの社員だと、見積りというより、何箇所くらい掛かるとかそういう形になるので、それで原価をはじくような形。

別の会社の方に見積りを取られたこととかはあるんですか。

ありますね。

大体幾らだったかとか御記憶ありますか。

いや、そのプログラム自体が全然別のものなので、比較にはならないと思います。

被告代理人

先ほど、いわゆるプロダクトキーが掛けられた後のライセンス交渉のことについて質問を受けましたが、このプロダクトキーが掛けられた後のライセンス交渉の担当者はどなたでしたか。

森次さんとの交渉ですか。

はい、会社側の担当者は。

丸岡だったんじゃないかと思います。

そのライセンス交渉は、兼森さんは担当者だったんですか。

担当者ではないです。

次に、先ほど宮地さんの名前が出てきました。この本件プログラム1と2の制作の最初の発注、この段階で主に関わっていたのは兼森さんと宮地さん、どちらですか。

まずプログラム1が最初に発注したんですけど、その時点では、プログラム1に関してはほぼほぼ自分がやり取りしています。2に関しては最初だけちょっとやり取りして、途中から宮地のほうがやり取りしています。

本件プログラム1と本件プログラム2の関係について説明をお願いしますか。

まず、マンロック内のデータを収集して、リアルタイムに計測して、データを蓄積するのがプログラム1で、そのデータを、帳票等作成するためのプログラムがプログラム2です。

つまりデータ収集がプログラム1、その収集したデータをアウトプット、外に出力するものがプログラム2という、そういう理解でよろしいでしょうか。

そうですね、作業日報というものを出力するためのプログラムがプログラム2です。

裁 判 官 (島田)

甲第20号証の2を示す

この見積書にあるライセンスの関係で、数量として4本というのがプログラム1、2で出てきてると思うんですけど、この数字が複数になっているというのはどのように理解したらよろしいんですか。

森次さんからライセンスに関わる話で、パソコン1台につきライセンスが、現場の数じゃなくて、パソコン1台にセットアップしたパソコンの台数でライセンスが発生しますよという話があったんで、その著作権侵害を受けた時点で3現場目だったんですけど、多分その2台のパソコンにセットアップしてたと思うんです。で、それ以降もマンロックのプログラムを使いたい現場が将来的にあったので、その複数の5本とか、今後必要になりそうなライセンスの数で見積りを頂いております。

先ほどおっしゃったように現場は関係ないっていうのは、原告がお話をされたということですか。

そうですね、森次さんから、1台のパソコンに何現場でも使っているんですけど、複数のパソコンにセットアップする場合、それに応じてライセンスが発生しますよという話を受けたんです。

大阪地方裁判所

裁判所速記官

